

旅客運送約款

重要：以下の旅客運送約款を注意してお読みください。この約款は、法律の範囲内において、貴殿と運送人との間のあらゆる取扱いを定め、貴殿の法的権利に影響し、貴殿を拘束することになります。特に、医療及びその他の個人的サービスに関する第12条、運送人の責任の制限及び訴訟仲裁に関する貴殿の権利に関する第13条から第15条を精読して頂きますようお願いいたします。

第1条 総則:定義及び準拠法

クルーズを予約した時点で、各乗客は本約款の条項を明確に同意したものとします。クルーズ代金を受領した時点で、運送人は本約款の条項に基づいて乗船券面に記載される氏名の乗客を本クルーズに受け入れます。

乗客は、本約款に別段の定めがない限り、本約款の解釈、適用及び執行については、日本法が排他的な準拠法として適用され、日本法は、同法に反する他国の法令にとって代わり、これらに優先することを承認します。

本約款は、貴殿とカーニバル・ピーエルシー(以下、「運送人」といいます)の間の完全な理解及び合意を構成し、かつ、口頭によるか書面によるかを問わず、または黙示的か否かを問わず、貴殿と運送人との間の以前の一切の表明または合意に優先します。本クルーズが貴殿自身により購入されたものであれ、第三者によって、貴殿のために購入されたものであれ、本約款は貴殿と運送人の間の関係を規律するものであり、運送人が署名した書面によってのみ変更することができます。貴殿はeチケットを含む乗船券を第三者に売却、譲渡、移転、信託譲渡又は抵当権設定をすることができません。また、乗船券に名前を記載された者以外の何人に対しても、乗船券の使用を許してはなりません。これに反したときは、貴殿は、これより生ずるいかなる結果について連帯責任を課されることとなります。本約款のある部分又は条項が無効、違法又は執行不能のときは、かかる無効、違法又は執行不能はその部分に限定されるものとし、下記第15条(B)(ii)に定める場合を除いては、当該無効、違法又は執行不能の規定は、本約款全体又は本約款のその余の条項に対していかなる影響も与えず、完全な効力を持つものとし、

本約款に規定する運送人の抗弁、責任制限及び権利において、「運送人」とは、乗船券に記載された船舶、(又は代替船)、貴殿が運送人又は代理人又は船員の指示に従い実際に乗船した船舶、その船主、運航者、管理者、傭船者、代理店及び、それらの関連会社、乗船券の販売代理店であるカーニバル・ジャパン、並びに、その役員、乗組員、水先案内人、代理店、又は、従業員、並びに、全ての店舗営業権者、外部契約業者、船舶建造者、及び、海上で供給されたか陸上で供給されたかを問わず、船に付属するか、あるいは、船主、運航者、管理者、代理店、傭船者、契約業者又は店舗営業権者が所有又は運用する部品、汽艇、器具、舟艇又は設備の製造会社を含みます。

「本クルーズ」とは本約款あるいは本約款に従って変更された約款に従って発券された乗船券に記載される乗船港から下船港までの予定航海を意味し、航空機、鉄道、陸上輸送又は海上輸送、陸上旅行と航海のパッケージ商品の陸上での宿泊、本クルーズ代金に含まれる宿泊、並びに、クルーズに関連し、あるいはクルーズ中に提供される催し物、ツアー、港湾施設を含みます。

「本クルーズ代金」とは、貴殿が本クルーズのために運送人に対して支払うべき金額の総額を意味します。本クルーズ代金は、本クルーズ、乗船中の予定された食事及び宿泊、番組放映料、及び/又は運送人が加えるその他の旅行料金、客室勘定付及び/又はクレジットカード付とされる諸費用を含みます。本クルーズ代金は、ビール、ワイン、酒類、ソーダ又はその他のボトル入り飲料、又は本クルーズ中又は関連するその他の付随的な商品、活動、観光、輸送又は個人的サービスの料金、チップ、ホテルサービス(諸)料金若しくは租税、手数料及び港湾費用、航空機又はその他の運送サービス費又は手荷物運賃を含みません。

「貴殿」「乗客」とは、本クルーズを購入又は予約した者、及び、その者が監督する者を意味し、未成年者、相続人、親族、代理人を含みます。クルーズを購入又は予約した乗客は、全ての同行者から本約款に規定されている全ての条項を承認及び同意する権限が与えられていることを表明します。

租税、手数料及び港湾費用とは、運送人が用いる場合には、国内及び/又は外国の政府機関又は準政府機関によって同社に課される全ての手数料、利用料、通行料金及び税金、並びに船舶が港湾又は港に留まることで生ずる第三者の手数料及び費用を含みます。租税、手数料及び港湾費用は、税関手数料、通行料金、人頭税、港湾使用料、港湾設備使用料、埠頭使用料、検査料、水先料、空港税、陸上のツアーで発生する宿泊税若しくは付加価値税又は入国管理手数料、及び、内国歳入庁費用、同様に、航行指示、碇泊、港湾荷役、手荷物の保管・貯蔵及びセキュリティーサービスを含みます。港湾費用は、水先案内、碇泊、荷役、手荷物取扱/保管及びセキュリティーサービスに関連して第三者に支払われる料金を含みます。租税、手数料及び港湾費用は、乗客単位、バース単位、トン単位、船舶単位のいずれかの基準で賦課されます。トン単位又は船単位により計算される課税負担は、船上の乗客の数に振り分けられます。租税、手数料及び港湾費用は変更される可能性があり、運送人は、当該料金がすべて支払われていても、航海中、増額分の支払いを求める権利を留保します。

第2条 乗客の義務

A 貴殿は乗船する前に、以下の手続きを履践しなければなりません。

- (i) 本クルーズ代金を支払うこと。
- (ii) 本約款の内容を理解すること。
- (iii) パスポート、査証、国籍証明書、再入国許可書、未成年者に対する許可書、必要な予防接種を受けたことを示す医師の証明書、その他貴殿が旅行する国の寄港地で必要とされる全ての書類等の旅行関係書類を持参すること。

乗客は、必要に応じて適切かつ有効な旅行関係書類を取得し、利用できるようにする責任があり

ます。必要書類を決定するために、旅行代理店又は適切な政府当局に問い合わせることをお勧めします。貴殿が適切な書類を持参していない場合、貴殿は、各種の払戻、支払、補償、又は与信供与がされることなく、乗船を拒否され又は下船させられ、かつ、書類が不適切であった又は法令を遵守しなかったために発生し、運送人が負担した罰金その他の費用を負担するものとし、その金額は貴殿の客室勘定又はクレジットカードに請求されます。

(iv) 予定出港時刻あるいは変更出港時刻の少なくとも二時間前には集合し、貴殿がすべての必要書類を所持すること。

(v) 各荷物に運送人の手荷物札を付けること。

(vi) 貴殿と貴殿が監督する者が本クルーズに適しているか確認すること(第9条参照)

B 貴殿は、乗船時に、乗客サービス係や乗務員係において、各種代金を貴殿の客室料金勘定に付けるために、有効なクレジットカードその他の承認可能な支払方法を登録しなければなりません。

C 貴殿は、下船前に、客室勘定に付けられた全額を完済しなければなりません。

運送人は、貴殿が上述の条件を満たさなかったことか生ずる払戻、支払、補償又はいかなる種類の与信、又は損害について責任を負いません。

第3条 安全及び保安に関する通告

運送人は世界中の多くの国の多くの港に寄港します。戦争、テロ、犯罪、天災、内乱、労働争議、及び／又はその他危険を及ぼす潜在的要因によって、いつでも世界中で「トラブルスポット」となる地域が存在します。現地の状況及びインフラも、下船中、乗客に対する危険を発生させることがあります。したがって、予定されていた航海や寄港の中止や変更、本クルーズに関連した催し物の中止や変更も必要となるかもしれません。運送人は、貴殿に対して乗船中の快適性及び安全性について合理的な保護を提供するための努力を行いますが、運送人は、戦争、テロ、犯罪その他危険を及ぼす潜在的要因に係る全ての危険を回避することを保証はできません。乗客が、最終的には、陸地にいる間の行動について自己責任があることを自覚して頂かねばなりません。運送人は、乗客及び旅行代理店が旅行の決定を行う際に、外務省又はその他類似の政府機関により発出される渡航情報及び警告を検討することを強く推奨します。

第4条 予約及び乗船を拒否する権利: 予約の取消し: 客船での待機又は下船

運送人は、もし、運送人、船長又は医師の意見により、貴殿又は未成年者又はクルーズ期間中貴殿が監督をする者が、何らかの理由でクルーズに適さない場合、貴殿が乗船することで自身の健康を害し又は快適・安全に過ごすことができなくなる場合、貴殿によって他の乗船者の健康が害され又は快適に・安全に過ごすことができなくなる場合、もしくは船長の判断が相当であるとされる場合には、貴殿を下船させ、又は、乗船を拒否し、別室で待機させ、隔離し、行動を制限し、部屋を変更し、又はいかなる時でも貴殿を下船させることができます。この場合には、本約款に別段の規定がある場合除いて、運送人から、払戻、支払、補償又は与信の供与を行うことはございません。運送人は、貴殿の健康状態が旅行に適していることを証明するレターを貴殿の医師に要求する権利を留保します。しか

し、そのレターを要求しても、本条で規定する貴殿を下船させ、乗船を拒否する権利を放棄するものではありません。もし貴殿が傷害、疾病、障害若しくは政府又は当局の行為が原因で、若しくは運送人が責任を負わないその他の理由によって、本船内又はその他の場所にとどまることを要求されたときは、貴殿は、貴殿又は貴殿の同伴者についての食事、輸送、宿泊、医療及び／又は本国帰還費用を含む上記の結果として発生したコスト及び費用を運送人に支払又は補償しなければなりません。クルーズの最終日まで妊娠 24 週目に入る乗客は、クルーズを予約せず、乗船しないことに同意し、運送人が上記の者の乗船を固く禁ずることを理解し、同意するものとします。もし、運送人が、本条で述べた理由から事前に貴殿の乗船を拒否する場合でも、第 6 条に従って、乗船拒否時に払い戻されるものとし、運送人はそれ以上の責任を負いません。もし、貴殿が、クルーズ期間中何らかの理由で旅行に適さなくなった場合、及び／又は貴殿が途中で下船した場合には、運送人は、一切の払戻、支払、補償、与信の供与、損害について責任を負いません。

第5条 資格要件:飲酒、たばこ、賭け事、アルコール飲料

アラスカ、カナダ&ニューイングランド、カリブ、メキシコ、中国、(大西洋横断は除きます)、日本(周遊)及びパナマ運河の旅程の乗客の最低年齢は 6 か月とし、これらを除くすべての旅程における乗客の最低年齢は12か月とします。運送人は、最低年齢を下回る年齢の乗客又はクルーズの最終日まで妊娠 24 週目に入る乗客の予約を受け付け、又は、そうした乗客を輸送することはできません。運送人は、最低年齢を下回る乗客又は妊娠の段階が進行していると判断される乗客の輸送を拒絶する権利を留保し、運送人は、かかる拒絶及び/又はかかる乗客の輸送に関連して生じた一切につき責任を負いません。

日本及びシンガポールを運航するクルーズでは、20歳未満の乗客は、20歳以上の乗客と共に旅行しなければなりません。オーストラリアを航行するクルーズでは、特定の年齢制限が適用されますので、乗客は、詳細について、旅行代理店に相談するか、旅行パンフレットを参照してください。その他全てのクルーズについては、21歳未満の乗客は、21歳以上の乗客と共に旅行しなければなりません。複数の客室を予約した家族及び団体の場合、両親の 1 人又は法定後見人と一緒に旅行していることを条件として、各客室のうち少なくとも一人は16歳以上でなければなりません。運送人は、当社の最低年齢要件を満たさない学生又は若者のグループによるグループ予約を受け付けることはできません。乗客は、自分の監督のもとにある乗客が運送人及び本船の規則を厳格に遵守するように、監督することを同意し、保証します。

日本の港を出港するすべての船について、賭け事及び飲酒の最低年齢は20歳以上とします。オーストラリア又は日本以外のアジアの港を起点とするすべてのクルーズ、同様に、サウサンプトンを出港する周遊クルーズについては、賭け事及び飲酒の最低年齢は 18 歳以上とします。日本の港を出港する20歳未満の乗客は、本クルーズ期間中、アルコール又はたばこ製品を購入、所持又は消費することができません。船内は禁煙であり、喫煙は指定された場所でのみ可能です。屋外の喫煙エリアは、明確に掲示されています。客室及びバルコニーでは、喫煙が禁止されています。乗船中の喫煙に関するために違反した場合、違反1回毎に250米ドルの罰金が発生し、貴殿の客室勘定に付けること

になります。違反が繰り返されたときは、貴殿は、クルーズの終了以前に、一切の料金を払い戻すことなく、下船させられることがあります。電子たばこは、当該乗客の客室内(バルコニーは含みません)及び指定された喫煙エリア内のみで使用することができます。

乗客は、飲酒年齢にある大人一人につきワイン1本又はシャンパン1本(一航海につき750ミリリットル以下)以外には、乗船中飲酒するためのアルコール飲料を持ち込まないことに同意します。個人のワイン又はシャンパンについては、貴殿の客室においてのみ飲むことができます。追加のワイン又はシャンパンのボトルは歓迎いたしますが、これらがどの場所で消費されることを意図していたかに拘わらず、ボトル一本につき15米ドルの開栓料がかかります(通知なく変更することがあります)ます。運送人から貴殿に対してギフト用として提供されるワイン又はシャンパンは開栓料の対象となりません。リキュール、蒸留酒又はビールは許可されません。貴殿は、船内のギフトショップ又は寄港地において免税で購入したアルコール飲料を運送人に一時保管させることに同意し、航海の最終日に貴殿の客室に配送されます。運送人は、陸上の警備員にアルコール飲料を没収されても責任を負いません。没収されたいかなるアルコール飲料も、返金や交換の対象にはなりません。

貴殿は、スパ施設の使用など、本クルーズ中利用可能な催し物、サービス又は設備利用に要求される年齢、性別その他の資格要件を受け入れることに同意し、かつ、貴殿の監督下にある未成年によるこれらの施設の利用についても監督することに同意します。参加者の安全とよりよい実施のために、船内でのさまざまな催し物、サービス又は設備利用には年齢制限が設けてあります。運送人及び場合によって外部業者は、状況に応じて、安全上又はその他の正当な理由により、クルーズ中の催し物の資格要件を変更する権利を留保し、乗客はこれを遵守することに同意します。

第6条 貴殿の都合による取消、払戻: 貴殿の旅行代理店

貴殿は本条に定める場合を除いて、払戻、支払、補償等の権利を有しません。払戻がされる場合には貴殿のクレジットカード勘定又は貴殿の旅行代理店に直接なされ、貴殿はそこから払戻金を受領することになります。貴殿は電話又は運送人が承認したコンピューター予約システムを通じた電子的方法によって取り消すことができます。ただし、運送人に対し、その後、速やかに、書面による取消の確認をする必要があります。かかる場合には、取消は、貴殿が取消を連絡した日の日本標準時における業務終了時刻に効力が生じたとみなされます。

取消料の金額は、クルーズ/クルーズツアーの航海の長さ、並びに、クルーズ/クルーズツアー及びクルーズプラスパッケージの取消の時期に基づいて変化します。貴殿の予約概要書により貴殿の予約に適用される取消規定についてを参照するか、貴殿の旅行代表者にお問い合わせください。

取消規定が適用されない場合

1 貴殿が、予約金が支払時から100%払戻が認められない特別価格の商品を購入し、予約を取り消した場合、いかなる状況でも、予約金について払戻、支払、補償、又は、与信を受ける権利を有しません。

2 貴殿が、支払時から100%払い戻されない特別価格の商品を購入し、貴殿が予約を取り消した場合、本クルーズ代金又は本クルーズツアー代金の払戻、支払、補償、又は、与信を受ける権利を有しません。

貴殿が取消料免除プログラムに加入していた場合、貴殿は、このプログラムの提供者であるプリンセス・クルーズの規則に従って、取消を通知しなければなりません。取消料免除プログラムにおける払戻又は与信はそのプログラムの条件に従って行われます。貴殿が運送人を通じて航空券を購入した場合、全ての航空券は運送人の所有となり、運送人のみが払い戻しを受けます。

旅行代理店: 貴殿の旅行代理店は、貴殿を代理して、貴殿の本クルーズ、これに関係する旅行、宿泊、寄港地観光、及びツアーを手配します。貴殿の予約金又はその他の金員の貴殿から運送人への送金(これはいかなる時でも貴殿が運送人に対し責任を負います)又は運送人から貴殿への返金を怠った場合を含め(これに限定されません)、旅行代理店の説明又は指示について、運送人は一切責任を負いません。貴殿は、旅行代理店が貴殿の代理店としてのみ行動し、運送人の代理店としては行動せず、貴殿の代理店とみなされることを承認します。さらに、本約款その他運送人からの通信、通知又は情報を旅行代理店が受領したときは、貴殿が受領したとみなされます。運送人が旅行代理店の財務状況や健全性について責任を負うものではないということに、貴殿は同意します。貴殿が旅行代理店に支払った金員をその旅行代理店が運送人に送金することを怠った場合でも、運送人が支払いを請求するか否かにかかわらず、貴殿には運送人に対する支払い義務があります。貴殿又は旅行代理店が本クルーズを取消し又は短縮しなければならない場合でも、貴殿が取消料免除プログラムに加入し、かつ、そのプログラムの要件を満たす場合を除いては、いかなる払戻、支払、補償、与信の提供もなされません。貴殿が、運送人又は運送人のチケットの代理店から、貴殿の旅行代理店が貴殿に約束した金額より少ない払戻、支払、与信(取消料を含み、またこれに限定されません)を受けた場合でも、運送人も運送人のチケットの代理店も当該不足額について責任を負いません。

第7条 予定航路を変更する権利、乗船港・下船港の変更、運送の代替、クルーズ及び催し物の変更、並びに寄港地の変更又は除外:代替

運送人は、いかなる理由でも、事前の通知なく、本クルーズを取消し又は変更し; 予定された寄港地、航路、時刻表を包括的に変更し; 予定された寄港地に寄港し、又は、寄港を取りやめ、乗船中又は下船中の催し物を取消し又は変更し; 法令及び政府機関による命令に従い; 水先案内人なしに航行し; 曳航しあるいは曳航され; 他の船舶を救助し; 生命財産を保全するための援助を行い; 出港又は到着日時を変更し; 全部又は一部の乗客を他の船に移し; 乗船地又は下船港を変更し; 本クルーズを短縮し又は延長し又は船舶、航空機その他の輸送手段又は宿泊施設で代替することができます。従って、運送人は責任を負うことなく変更する可能性がありますので、本クルーズの予定日程を基準として重要事項の手配、重要会議の日程設定をしないようお願いいたします。

本条の第1文に規定されている取消、変更、その他の行為、扱い、又は失望の理由が運送人の排他的な管理の範囲を超える場合には、貴殿は、運送人に対し、損害賠償請求をすることができず、運送人は、損害の賠償、クルーズ代金その他のいかなる払戻、支払、補償、又は与信について、貴殿に対して責任を負わず、ホテル代、食事代、旅行費用又はその他の損失、遅滞、不便、失望、又はその他一切の費用についても、貴殿に対して責任を負いません。運送人が責任を負わない範囲は、第14条(B)に規定された事由に限定されず、悪天候、健康、医療又は環境といった状況、労働、政治又は社会的な紛争又は騒動、又は安全上の理由、又はクルーズにより船が危険にさらされ、人又は財産を損失、傷害、損害、遅延といった危険にさらすおそれがあると運送人あるいは船長が真摯に判断した事由も含まれます。本クルーズの実行が何らかの事情により、妨げられた場合には、いつでも、本クルーズは終了し、貴殿は上陸しますが、運送人は、本クルーズ代金について、払戻、支払、補償、与信供与を行う責任を負いません。

取消又は変更が、上に規定された以外の理由により、かつ、運送人の排他的な管理の範囲内にあるときに限り、運送人の責任は、以下に限定されることに貴殿は同意します。

(A) 運送人が、本クルーズ開始前に本クルーズを取り消した場合、本クルーズ代金(発生済みの航空券代金、宿泊代金を控除した金額)を払い戻すことができます。

(B) 出港が遅れ、貴殿が船内に宿泊することができなかった場合、運送人は追加費用なしで宿泊及び食事の手配をすることができます。

(C) 乗船券に記載され予定されていた乗船港又は下船港が変更された場合、運送人は、予定されていた港からの輸送の手配をすることができます。

(D) クルーズが早く終了した場合、運送人は、その裁量により、クルーズクレジットを発行し、その割合にて本クルーズ代金の払戻を行い、貴殿を他の船舶に移動させ、又は最終寄港地まで輸送することができます。

本約款に明示的に規定されていない限り、運送人は、乗客が被る現在又は将来の一切の間接的損害又はその他の損害についての責任を負いません。

第8条 特別なニーズに関する通知義務

貴殿又は貴殿の旅行代理店は、本クルーズの予約時に、貴殿又は貴殿の監督する者が、本クルーズ期間中、医療上の注意又は対応が必要である場合、若しくは、車椅子又は介助動物の同伴予定である又は必要であるといった特別な配慮を必要とする場合、その旨を書面で報告しなければなりません。貴殿が本クルーズを予約した後に、上記の特別な必要性又は条件が発生した場合は、貴殿はそれを知った後直ちに、その旨を書面で運送人に報告しなければなりません。歩行、会話、その他の機能について障害がある、又は、特別な介助を必要とする乗客は、航海中又は停泊中における船、船渠、舷門、係留その他の船内外の設備のデザイン、構造、運行に関する国際的な、外国の又は現地の安全水準、基準、又は適用規定によって、船内施設や催し物を利用することが制限される可能性があることを貴殿は確認了承します。運送人が船内に備えている車椅子は緊急の医療上の目的に

限定されていますので、車椅子を使用される乗客は、ご自身の車椅子を利用してください。このような状況についての報告がなされない場合には、運送人、船専属医その他職員は、その状況に応じた処遇をする責任から解放されます。運送人が、第4条に規定する通り、貴殿又は貴殿が監督する者を下船又は乗船を拒否できることを貴殿は承認し、同意します。

第9条 動物の禁止

ペット等の動物を本船に持ち込むことはできません。ただし、障害を持った乗客のための介助動物についてはこの限りではありません。この場合、貴殿のクルーズ予約時に運送人に対し書面で通知し、運送人が書面で承認することが必要となります。貴殿は、貴殿が旅行する寄港地を管轄する国で要求される動物に関する全ての決定及び文書における又はその他いかなる要請にも応じなければならず、また、書類が不適切であったため、あるいは、法令を遵守しなかったために発生した罰金その他の費用を負担するものとし、その金額は貴殿の客室料金又はクレジットカードに請求されます。貴殿は、本クルーズに同伴した動物に関して発生したいかなる損害又は関連費用について責任を負い、償還し、補償することに同意します。

第10条 無許可の中途下船又は上陸

いかなる港においても無許可で中途下船又は上陸する場合又は出港時に乗船しなかった場合は、そのリスク及び費用は貴殿の単独の負担となります。貴殿は、その後の乗船を拒否される可能性があり、一切の払戻、支払、補償又は与信を受ける権利を有しません。

第11条 法律及び規制、本船の規則に従う義務、勧誘の禁止

貴殿は、本約款とともに、出入国管理事務所、港湾局、検疫、税関、及び警察機関その他貴殿が旅行する各国の法令に従う義務があります。貴殿は常に、本船、運送人及び船長の全ての規則、規制及び命令に従わなければなりません。運送人の事前の書面による許可なく、船内で他の乗客に対し、商業目的で勧誘し、商品若しくはサービスの宣伝をすることを禁止します。貴殿又は貴殿が監督する乗客が、この要請に違反した場合、いかなる払戻、支払、補償、与信を受けることなく、下船させられることがあり、運送人に対し、このような違反の結果として生じた費用又は課せられた罰金を支払及び／又は償還することに貴殿は同意します。

第12条 健康、医療その他の個人的なサービス

海上を航海し種々の港に寄港する性質上、医療機関の利用が制限され又は遅れが生じ、本船の航行地からは緊急医療救助を受けることができない事態が発生する可能性があります。貴殿の本クルーズに関連する全ての健康、医療、その他の個人的なサービスは、これらサービスの費用を負担する乗客の便宜のために提供されます。貴殿は、貴殿のリスクと費用で、運送人に一切責任を負わせることなく、本船及びその他の場所で利用可能な医薬品、医療処置、その他個人的なサービスを受け又は利用し、貴殿のために発生した一切の医療費、救助費用、その他費用について運送人に補償することに同意します。運送人は医療の提供機関ではありませんので、医師、看護師、その他の医療関係者又は職員は、直接乗客のために働くのであり、運送人の管理又は監督のもとで行動しているとはみ

なされません。同様に、これに限定されませんが、全てのスパ職員、写真家、インストラクター、ゲスト講師、エンターティナー、その他のサービス職員は、直接乗客のために働く独立した業者であるとみなされるものとします。運送人は、貴殿が、クルーズに関連して発生する手荷物及び身の回り品の滅失又は損傷、旅行の取消し、緊急救助、事故による死亡又は傷害、病気並びに医療費に関する保険及び旅行保険に加入することを推奨します。

第 13 条 手荷物及び身の回り品、責任制限

貴殿は、服、日用品及び本クルーズに必要なその他の携帯品を入れたスーツケース、トランク、旅行鞆、小鞆、バッグ、洋服掛け等の身の回り品を入れた適切な量の手荷物を船に持ち込むことができます。貴殿が、航空機又はその他の輸送手段によって旅行する場合は、航空会社又はその他の運送会社の約款が、貴殿の旅行に適用されます。貴殿は、火器、禁制品、可燃物又は危険物その他、関連法で禁止された物品、又は運送人が、裁量により、第三者の安全又は快適な旅行に有害だとみなすその他の物品を、船に持ち込むことはできません。運送人が、事前通知の有無を問わず、いつでも、貴殿の客室、金庫、収納場所に立ち入り検査し、もしくは、その所在場所の如何を問わず、貴殿、貴殿の手荷物及び／又は身の回り品を検査する権利を有していることに貴殿は同意します。

貴殿は、荷物又は身の回り品の滅失又は損傷に対する運送人の責任が荷物 1 個につき 25,000円に制限され、取消料免除プログラムによる補償がある場合には40,000円までとすることに同意します。運送人は、貴殿の財産又は手荷物の通常の損傷に対する責任を負いません。運送人は、貿易商品、家庭用品、割れ物、又は高価品、貴金属、宝石、書類、有価証券又はその他貴重品を荷物として運ぶことを引き受けません。これらにはアメリカ合衆国法律集(the United States Code) Title 46 の Section 30503 に指定される品目を含みますが、これに限定されません。貴殿は、これらの物品を荷物として容器又はコンテナに入れて運送人に引き渡さないことを保証し、この保証に違反して運送人に引き渡された場合は、運送人は、これら物品のいかなる損失又は損害についての一切の責任を免除されます。これらの物品は、他の手段により貴殿の目的地まで運送されなければなりません。貴重品、代替がきかない物品及び薬は、貴殿が常に所持するものとし、第三者が扱う荷物又はスーツケースに入れないようにしてください。

運送人は、状況の如何を問わず、貴殿の荷物として運んでいるか否かを問わず、現金、証券、流通証券、宝石、金、銀あるいは同等の高価品又は貴石、絵画、電子製品、コンピューター(携帯型かラップトップか否かを問わない)、DVD プレイヤー、デジタル又はフラッシュドライブのコンピューター機器、ディスク、メモリーカード又はその他の電子記憶媒体、携帯型又は同様のデバイス、携帯電話、カメラ、ビデオ、オーディオテープ、CD、双眼鏡、レクリエーション装置、電動歯磨器、化粧品、眼鏡(レンズ、サングラス及びコンタクトレンズを含む)、補聴器、医薬品、医療機器、車椅子、スクーター、リキユール又はその他のアルコール飲料、たばこ、たばこ製品、ビジネス上又はその他の書類の滅失、盗難、損傷、処分について、責任を負いません。貴殿は客室内の金庫を利用することができます。ただし、貴殿が客室の金庫を利用することで本約款に規定されている運送人の責任が加重されることにはならないことに、貴殿は同意します。

運送人が保管又は貴殿が運送人に引き渡した遺失物を含む手荷物又は財産については、下船後90日を超えても、書面にて運送人に請求しない場合には、貴殿はこれを放棄したものとみなされ、運送人の財産となること、これに関連した一切の申立権を放棄したとみなされることに同意します。貴殿は、請求した物品の配送のために運送人が負担した一切の手数料及び費用を支払うことに同意します。運送人は、上記の物品又は禁制品を引渡すか否かに関して一切の責任を負いません。

第14条 運送人の責任制限、補償

(A) 一般条項

本約款に規定された責任の制限及び免除に加えて、運送人は、責任の免除又は制限を規定している日本又は他の国の法律、又は国際協定等の全ての法令に準拠します。

(B) 運送人の支配を超える事由、不可抗力

運送人は、天災、戦争、騒乱、労働紛争、テロ、犯罪、その他潜在的な害悪の原因、政府干渉、海難、火災、船舶の拿捕又は差押え、医療救助その他の援助の必要、その他の運送人の排他的支配を超える事由、又はその他の運送人の過失によって引き起こされたとは判断されない作為又は不作為によって引き起こされた一切の死亡、傷害、病気、又は損失、遅延、その他の人身又は財産の損害の賠償する責任を負いません。

(C) 精神的苦痛に対する請求

運送人は、貴殿に対し、いかなる場合であっても、一切の精神的苦痛、精神障害又は心理面の傷から生じる損害に対する責任を負わないものとします。ただし、この損害が貴殿に対する身体的な傷害の結果又は身体的傷害の危険が実際にあったことによってもたらされた場合又は運送人が故意に与えたものである場合は、この限りでない。

(D) 危険の承諾

貴殿は、乗船中であると、下船中であると、寄港地観光であるかどうかを問わず、本船のプール、サウナ、アスレチック又はレクリエーション設備を使用すること、もしくは団体若しくは個人の活動に参加することによって、貴殿が傷害、死亡、病気その他損失を被っても、自己の責任とすること、運送人はそのことに対する責任を有しないことに同意します。運送人は運送人が所有し又は運航する本船、小型船、連絡船、又はその他の船舶以外の場所で発生した出来事に関して責任を負わないことに、貴殿は同意します。

(E) 沿岸のサービス及びその他の輸送手段

クルーズの前後の催し物、宿泊又は輸送など、本クルーズに関連し、本クルーズの前又は後、若しくは、クルーズの期間中提供される、運送人の船舶又は連絡船以外の旅行施設、催し物、商品又はサービスは、運送人の監督又は支配が及びません。運送人は、このような催し物、サービス及び輸送又はそれらに関する予約又はチケットの提供、販売を乗客の便宜のために行い、費用を請求する権利を有し、このような寄港地観光、サービス又は輸送の販売による利益を得ることもできます。ただし、運送人は、このような外部業者又はその従業員、輸送あるいは設備を監督支配することを引き受けものではなく、その結果生じるいかなる損失、遅延、損害、傷害、死亡、不実表示、失望に対しても責任を負わないこととします。運送人は、明示又は黙示を問わず、これら業者、輸送、ツアー、サービス、商品又は施設の妥当性、安全性、保険又はその他の要素に関し保証しません。これらサービスの責任については、本約款並びに貴殿とサービス会社との間の契約及び／又は料金表が適用されます。貴殿は、このような設備又はサービスを提供する契約者の不履行に対する運送人の責任は、乗客のために運送人が受領した金額の払戻に限られることに同意します。運送人が購入を勧めたに関するサービス又は設備を提供する会社又は業者は運送人が本約款の下に与えられた一切の運送人の防御権を享受することができます。

(F) 補償

貴殿は、運送人に対し、貴殿により生じた、又は貴殿又は未成年者その他の貴殿の監督下にある乗客による作為、不作為、又は法律又は本約款の違反の結果として運送人に生じた一切の損害、責任、損失、罰、罰金、費用の賠償及び補償をすることに同意します。

第 15 条 請求又は訴訟の通知、期間制限、仲裁、裁判所

下記の条項は運送業者の代理人、運送業者と契約した自営業者、権利を有する業者、サービス提供者のための条項です。

(A) 請求の通知及び訴訟提起の期間制限

(i) 傷害、病気又は死亡に関しての請求

乗客の運送人に対する身体的精神的傷病又は死亡による請求訴訟の提起は、(1) 請求の全ての事項が記載された書面による通知が、その傷害、病気又は死亡の日から6か月以内に日本国東京都中央区銀座6-2-1大和銀座ビル6階の運送人の送達受領代理人である株式会社カーニバル・ジャパン宛になされ、(2) その傷害、病気又は死亡の日から1年以内にその訴訟について、訴訟提起がなされ、かつ、(3) 訴え提起の日から 90 日以内に、日本国東京都中央区銀座6-2-1大和銀座ビル6階の運送人の送達受領代理人である株式会社カーニバル・ジャパン宛に訴状の写しが送付されることを条件とします。

(ii) その他一切の主張

乗客の身体的精神的傷病又は死亡に関しての請求を除き、私的権利の侵害、差別法、消費者法又はプライバシー法、その他の法的権利の侵害、又は本約款又は本クルーズに関し生じた乗客の一切の損失、損傷又は費用についての請求は、(1)請求の全ての事項が記載された書面による通知が、本契約により特定されるクルーズの終了予定日から15日以内に、運送人宛になされ、(2)この請求について法的手続きの着手がその終了予定日から6か月以内になされ、かつ、(3)法的手続きの通知が法的手続き着手日から90日以内に運送人に行われることを条件とします。

(B) 訴訟の管轄

(i) 傷害、病気又は死亡に関しての請求

本約款又はクルーズによって、又はこれらに関連して生じた乗客の身体的精神的傷病又は死亡に関する一切の請求は、その他の国、州、都市、地方自治体、郡又はその他の場所の裁判所を除外して、日本国東京の東京地方裁判所において排他的に審理されるものとします。貴殿は当該裁判所の管轄に同意し、当該裁判所に提訴される訴訟に関する異議申立権を放棄します。

(ii) その他一切の請求; 仲裁

乗客の身体的精神的傷病又は死亡に関する請求以外の契約、法律、又は、市民権、差別、消費者又はプライバシー法等の法的権利に基づいて、又は、本約款又は本クルーズによって、又はこれらに関連して生じた損失、損害又は費用についての一切の請求は、少額裁判所に提起された場合を唯一の例外として、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(ニューヨーク1958)21 U.S.T. 2517, 330 U.N.T.S. 3, 1970 U.S.T. LEXIS 115, 9 U.S.C. § § 202-208(以下、「条約」といいます)に基づいて、東京に所在する拘束力のある仲裁廷により専属的に解決されるものとします。貴殿は、いかなる紛争も仲裁人が仲裁条項を適用して解決することに合意します。貴殿は管轄地を承諾し、その仲裁廷で主張することが可能かもしれないこれに反する事項を放棄します。貴殿は仲裁地の決定に従っていただきます。

いずれの当事者も、適用される仲裁規則に規定される場合を除き、陪審員裁判又は仲裁前の開示手続に関与する権利を有しません。仲裁人の決定は最終的なものであり且つ当事者を拘束するものとします。仲裁判断は、ニューヨーク条約や連邦仲裁法に基づいて、管轄裁判所に確認判決を求めることができます。運送人及び乗客は、仲裁において、請求権の主張をしている乗客の宣誓供述調書を作成することに同意します。

少額裁判所に提起された一切の請求及び仲裁規則が執行不能か、貴殿の意思ではない理由により仲裁できない場合の請求は、日本国東京の東京地方裁判所において審議されるものであり、それ以外の州や都、市、区、地域、国の法廷において審議されるものではありません。貴殿は当該裁判所の管轄に同意し、管轄に関する異議申立権を放棄します。

(C) 準拠法

本約款又は貴殿のクルーズに関連して生ずるすべての請求は英国法を準拠法とします。裁判所又は仲裁廷が英国法以外の法律を適用したときは(責任全部の除外及び制限に関連して)、運送人は、損害賠償額の制定法上の制限、その他、当該適用法律によって認められている最大限の保護を行使する権利を有します。

(D) クラスアクションの放棄

本約款は、関連法に別段の規定がある場合でも、クラスアクション又は代表訴訟によらずに貴殿の個別の訴訟行為を通じた紛争の独占的解決手段を規定しています。運送人に対する一切の仲裁又は訴訟は、クラスアクションの一員としてではなく又は代表訴訟の一部としてではなく、貴殿が個別に提起することについて、貴殿は同意し、貴殿はクラスアクションに参加する法的権利を放棄することに明確に同意します。貴殿の請求が上記第15条(B)(ii)に基づいて、仲裁の対象となる場合、仲裁人はクラスアクションとして請求を仲裁に付託する権限を有しないものとします。貴殿は、このクラスアクションの放棄は上記第15条(B)(ii)の規定から分離できないものとする事に同意し、何らかの理由によりこのクラスアクションの放棄が特定の請求について有効ではない場合には、その場合に限り、その請求は仲裁によることはできません。

第 16 条 肖像の使用及び表示、個人情報、プライバシー通知、公衆無線サービス

貴殿は、運送人及びライセンサーに対し、本クルーズ期間中入手した貴殿の写真、声、徴表を、現在認知され又は今後備えられる全ての媒体で、目的を問わず、制限することなく利用する権利を与えます。プロ写真家は、乗客を撮影し、写真を製版、展示、貴殿及び他の乗客に販売します。運送人は、船上における有線テレビその他の監視方法を利用することができます。貴殿は、貴殿は、運送人に対し、氏名、所在地、メールアドレス、生年月日、パスポート、金融機関の口座、電話番号、肖像、写真、その他個人を識別する情報を含む個人情報を提供する可能性があることに同意します。貴殿は運送人その他の者に対し、貴殿の健康、病状、食事、宗教上の制限、性的志向等の機密情報を提供することがあります。貴殿は、運送人が(a)貴殿の個人情報及び機密情報(以下、「個人/機密情報」といいます)を保持し、(b)その個人情報取扱規程に従って世界中でビジネスに個人/機密情報を利用し、(c)運送人の関連会社と個人/機密情報を共有し、(d)運送人が安全対策を採ることを条件として、世界中において個人/機密情報を処理できることに同意します。

貴殿は、運送人が次の場合に、貴殿の個人/機密情報を資本関係のない第三者に開示できることに同意します。(a) 貴殿が要求又は許可する場合、(b) 貴殿のために取引を完結させる支援をする場合、(c) 法律、関連規則、政府及び準政府の要求、裁判所の命令又は召喚状に従うため、(d) 本約款その他合意書の執行のため又は運送人その他の者の権利、財産、安全を保護するため、(e) サービス又は資産の購入、譲渡、売却の一環として、(f) 運送人の代理機能を遂行する運送人の代理人、外部販売業者又はサービス提供者に対して提供される場合、又は(g) 都度の変更規定を含めた、運送人の方針に規定されたとき。

運送人は、便宜のため無線インターネット又は電話接続を提供することができます(以下、「無線サービス」といいます)。ただし、これは運送人の義務ではありません。運送人は無線サービスが中断に関して、責任を負いません。貴殿は、無線サービスを貴殿のリスクで使用することに同意します。運送人は、請求(プライバシーが損なわれることを含むがそれに限らない)、損失又は損害といった結果について、どのような形においても責任を負いません。無線サービスは公共のものであり、送受信情報の秘密が保持されることを保証しません。貴殿の個人/機密情報が第三者に利用される可能性があります。無線サービスを利用することによって、貴殿は、運送人が、その裁量により、又は法律上、送信を監視、記録、傍受、開示できること及び全ての無線サービスに関する一切の情報(たとえば、請求書、アカウント又は使用履歴)を第三者に提供できることに同意します。貴殿は運送人の無線サービスに関する規約に従うことに同意します。

2014年7月、Carnival Plc